

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、奈良県知事から次のとおり公共測量を終了したことについて通知がありました。

令和七年四月四日

奈良県知事 山下 真

- 一 測量の目的 公共測量（航空レーザー測量）
- 二 測量の地域 吉野郡十津川村及び下北山村
- 三 測量の終了年月日 令和七年三月十四日